

意見書

平成 29 年 7 月 31 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

150-0031

とうきょうとし ちや くさくらがおかちょう
東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 会田 容弘

連絡先

事務局長 かめだたけし 亀田武嗣
電話 03-5456-2380
電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書（案）に対する意見募集に関し、別紙
のとおり提案書を提出します。

<p>第2章 NGNの設備への接続ルールの適用</p>	<p>1. NGNの位置付け (3) 考え方 他事業者がNGNと接続して創意工夫により遅滞なく多様なサービスを提供できる環境を整備することが重要であり、引き続き、NGNを第一種指定電気通信設備に指定し、NGNとの接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性等を確保するための適切な規律を通じて、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要がある。</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。 現在、NTT東西殿のFTTHのシェアは全国で約7割、地域ブロック別でも、最も高い東北で8割超、最も低い近畿でも過半を占めており、依然としてNTT東西殿が占める割合が高い状況です。さらに2025年にかけてPSTNマイグレーションに伴い固定電話着の7割がNGNと接続されることになることから、NGNが今後更に強い市場支配力を有していくことは明らかであり、NTT東西殿の「IP網への移行によりメタル回線がNGNに收容されることになっても、NGNへの他事業者の依存性は強まらない」という主張には合理性がありません。NGNは引き続き第一種指定電気通信設備に指定され、公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するための適切な規律が必要です。 接続事業者であるISP事業者視点でNGNをみた場合、IPoE接続が拡大提供されていくべき状況であるにもかかわらず、IPoEの接続とPPPoEの接続制度が互いに独立し、異なっていることは大きな問題です。まずは両方の接続制度・体系を揃え、次に統合することでNGNの利用環境を統合していくことが一番重要だと考えます。PSTNマイグレーションが2020年頃からはじまり、今後NGNの利活用が大きく進展することからも、本問題は早急に議論を開始する必要があります。 なお、研究会において当協会から懸念をお伝えしたとおり、卸がこれら公平性、透明性等を回避する手段とならないように、総務省におかれましてもNTT東西のNGNオープン化に関して引き続き必要な</p>
---------------------------------	--	--

		<p>議論や監督を行っていただくように要望します。</p>
	<p>2. 県間通信用設備の扱い</p> <p>(2) 主な意見</p> <p>NTT 東日本・西日本からは、主に次のような意見が示された。</p> <p>1) IPoE 接続については、「トラフィックの多いエリアにおいて、都道府県単位や地域ブロック単位に POI を今後増設する方向で事業者間協議が進んでいる」ことから、「インターネット接続において NGN の県間伝送路の利用は必須ではない」。</p>	<p>現在の NGN は一つの網の中に第一種指定設備と非指定設備が一体となって構築されています。少なくとも単県 POI が設置されない県間ネットワークは指定設備を使うために不可避免的に使わなければいけない状況であることから、これらのネットワークを指定設備化して頂き、コスト構造を明らかにしつつ、接続料及び接続条件の公平性・透明性を確保いただくことを要望します。</p> <p>また、NTT 西日本殿は IPoE 接続事業者に対する IPoE の地域ブロック POI の利用条件として、①ブロック POI の接続インタフェースは 100Gbps、②利用開始より 5 年間の AC の継続支払い（利用）、③設置された全エリア POI への接続（地域 POI への単独での接続を許容しない）等を設定しています。設置された全エリアのブロック POI で接続することが利用条件となると、POI の分割を行ったとしても結果的に全エリアで接続・サービス提供しなければ採算がとれません。また接続インタフェースが 100Gbps となっていることを踏まえると地域 ISP や新規参入事業者等の接続が困難です。あらためて、単県 POI の設置と共に、これらの条件が NDA の下で開示されるのではなく、オープンに議論・公開していただくことを要望します。</p> <p>本報告書案のとおり、NTT 東西殿による適正性・公平性・透明性を確保する取組について、総務省において継続的に検証</p>

		<p>いただきたいと考えます。</p>
<p>(3) 考え方</p> <p>・これら県間中継ルータ及び県間伝送路との接続は、地域設備との接続と同じタイミング、手続で行われる必要があるため、その手続については、第一種指定電気通信設備接続約款において、統一的に記載すべきこととする。</p>	<p>本報告書案の考え方に賛同いたします。</p> <p>県内ネットワークと県間ネットワークが分離できない状況においては、できる限り簡素に取り扱われることが重要です。</p>	
<p>・現時点で第一種指定電気通信設備とはしない県間中継ルータ及び県間伝送路との接続において支払われる金額に関しては、NTT東日本・西日本から、「公平性や一定の透明性を確保するための自主的取組みを検討する考え」が示されたところであるので、現時点では第一種指定電気通信設備接続約款記載事項とはせず、まずは、NTT東日本・西日本による適正性・公平性・透明性を確保する取組を総務省からNTT東日本・西日本に依頼し、その取組状況について注視し、見直すべき点がないか検証を行う。</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。</p> <p>研究会でも当協会から発表したとおり、県間ネットワークの透明性確保にあたっては、その調達方法（入札が適切に行われ、価格の低廉化が進んでいるか等）についても確認していただくよう要望します。</p> <p>なお、NTT東西殿の取組みにおいてこれらの透明性が確保できない場合（料金の算定根拠や価格の低廉化の取組み等が不十分である場合）は、あらためて県間ネットワークのあり方についての見直しを要望します。</p>	
<p>3. POI の増設</p> <p>(3) 考え方</p> <p>総務省においては、NTT東日本・西日本に対し、POI設置の要望には柔軟に対応することを要請し、引き続き、POIの増設見直しについて注視する必要がある。</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。</p> <p>例えば、一部のISPはPPPoE接続方式において特定の都道府県にのみ接続を行うことで、地域限定のサービスを行っているケースがあります。しかしIPoEサービスではPOIが東京および大阪のみに限定されていることから、PPPoE接続方式と同様の接続を行うことができません。また東京および大阪での接続は、不必要に</p>	

		<p>全国をカバーしてしまうことや、NTT 東西 殿が設定した情報システム利用料や県間 ネットワークのコストを不可避免的に支払 わなければならないなど、PPPoE と比較し て高コストで非効率です。</p> <p>今後 IPoE の POI が各県に設置され、単 県 POI ごとに単独接続できること、県間 ネットワークのコストを支払うことなく 接続できること、および接続ポートの小 容量化が行われること等で、地域の ISP や新規参入事業者等が利用しやすくなり ます。</p>
<p>第 3 章 NGN の接 続料の算 定方法</p>	<p>1. 接続機能と費用配賦 (3) 考え方</p> <p>共用的に用いられる中継ルータ・ 伝送路のルーティング伝送の機 能や収容ルータの機能において は、トラフィック量をコストドライ バとして用いることとすべきで ある。このようにすることによっ て、設備ごとの網機能の単位コス トが明確となり、異なる事業者が NGN の同じ設備を同じように利 用した場合にコストの同等性を 確保することが可能となる。</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。</p> <p>優先制御機能の接続料金でも議論とな ったように、既存事業者や大手事業者が 有利にならないように算定において適正 性・公平性・透明性を確保していただ けよう要望します。</p>

	<p>特に収容ルータについては、現行の収容局接続機能では、収容ルータ（1装置）単位での接続料が設定されており、新規参入者がこの機能を接続で利用するには負担が大きいといった課題があることから、端末系ルータ交換機能の接続料については、例えば、トラヒック単位や契約数単位で接続料の設定ができないか検討することが適当である。</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。</p> <p>現行の収容局接続機能では装置ごとの接続となっており非常に高額であることから新規参入事業者や地域事業者など多くの事業者が参入することは困難です。そのためトラヒック単位等での接続等について検討いただきたいと考えます。</p>
--	--	---

<p>2. NGN との新しい形態の接続 (接続要望への対応)</p> <p>(3) 考え方</p> <p>NGN に関して、本研究会の中で、ソフトバンクからは、VPN 等の法人向けサービスのための接続や「マルチキャストの NNI 化」に向けた課題整理について、また、テレコムサービス協会及び日本インターネットプロバイダー協会からは、ISP が接続料を支払う形での接続について、要望する意見が出された。NTT 東日本・西日本においては、こうした要望に対して接続ルールに即した対応が求められるところ、総務省においては接続協議の進捗を注視し、また、必要に応じ、時宜にかなった制度対応を行うべきである。本研究会において、これら要望に関し、関係事業者から意見を聴取して引き続き検討を行う。</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。</p> <p>現在の NGN の利用形態をみた場合、光卸サービスは料金設定権が ISP 側に存在するものの、接続では料金設定権が NTT 東西殿にある状況です。光卸サービスのほうが接続に比べて優位なサービス仕様となることから、現在は大手 ISP を含めて多くの ISP は光卸サービスを利用せざるを得ません。このように、卸が接続よりも優位である状態が続くと、接続制度の形骸化が進みます。接続による NGN 接続に関しても、光卸サービスと同様に料金設定権を ISP 側にするなど、卸で提供されているものは同一条件で接続でも利用可能となるよう、総務省殿において早急な検討を要望します。</p> <p>また、進捗を定期的に確認していただくことが必要ですが、その際は NTT 東西殿と地域 ISP の交渉力に差があることに留意して確認いただくことを要望します。</p>
<p>3. ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化</p> <p>(3) 考え方</p> <p>NTT 東日本・西日本においては、これまでの審議会の答申を踏まえ、接続事業者からの要望を聴取した上で、接続約款にゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化の料金メニュー(例えば、「1 Gbps」や「100Mbps」といったメニュー。)を設けることが適当である。</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。</p> <p>情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～」でも議論されたとおり、PSTN が廃止される昨今において NGN の重要性はインターネット接続の上だけでなく今後ますます高まることから、多様な事業者が NGN に容易に接続可能であることは、日本のインターネットだけでなく ICT 産業全体をみて重要であることは明白です。</p> <p>特に IPoE 接続に関しては、NGN における IPoE 接続可能事業者数の増加に伴い、</p>

		<p>当初の3事業者による代表接続方式が必須でなくなり、VNEでなく個社ごとに接続しているケースが現れている状況や、地域限定サービスなどの多様なニーズに合わせた接続が必要となってきたこと、また、本来ISPにネットワークを提供することを目的としてVNE制度が取り入れられたにもかかわらず他社にネットワークを提供していないVNEがありISPの選択肢が当初の想定より限られている部分がある等などから、より柔軟な接続形態、より低廉な接続料等の施策によって新規接続しやすい環境を整備することが必要です。これにより、VNE間の競争の促進や、接続事業者の選択肢が広がることから、NGNの多様な利活用が期待されます。そのためには、IPoE接続ポートの小容量化、IPoEの全県で単県POIの創設、広域ネットワークの低廉化、およびIPoE用ゲートウェイルータの網使用料化、情報システムの網使用料化等、ISP目線でPPPoE接続と同等の接続環境が必要です。</p> <p>NTT東西殿より「IPoE接続用ポートの小容量化については、現在NGNと接続し、ISP事業者等に小容量の接続を仲介して提供しているVNE事業者のビジネスへの影響にも留意すべきと考えます。」とのご意見がありましたが、先に述べた通り、他グループのISPに対してネットワークを提供していないVNE（VNEの接続性を独占しているVNE）が存在することや、IPoE接続可能事業者数の増加等、VNEの議論が行われた時点とは前提になる環境が変わっていることから、既存のVNE事業者の既得権益を維持する考え方では</p>
--	--	---

		<p>なく、地域の ISP を含む多くの事業者が容易に選択・参入できるような環境を作るべきであり、IPoE 接続の接続料化や接続料の低廉化等によって接続事業者数の更なる拡大を図っていくべきです。</p> <p>なお、そもそも IPoE 接続ポートの小容量化や単県 POI の設置の問題で表面化している最大の問題は、IPoE 接続に関してはその協議や仕様までもがクローズドな議論で行われていることです。IPoE 方式（NGN 接続方式 4）の接続条件等の具体的な仕様等の議論は NTT 東西殿と VNE3 社によるクローズドな議論で決定され、現時点においてもその接続仕様がオープンになっていないことから他の ISP が意見を述べることはできません。クローズドな場で、特定の事業者のみで決められた仕様はその後長期間にわたって他が参入しにくい状況を生み、公正競争環境の整備の観点でも課題を生みやすいことから、今後は網間接続に関する仕様は公開し、オープンに議論することを要望します。</p>
	<p>4. 網終端装置の増設基準 (3) 考え方 網終端装置の提供メニュー・増設基準については、NTT 東日本・西日本から一定の周知を行っていたとしているものの、必ずしもすべての ISP 事業者において十分に認知されないなど、公平性や透明性の確保の点で欠けている面があった。</p> <p>(中略)</p> <p>そのため、ISP 事業者が NGN と接続する際の接続条件として、網終端装置の増設の考え方、手続、提</p>	<p>本報告書案に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿が設置した網終端装置は、複数ユーザのトラフィックが収容されている装置ですが、現在 E メールも受信できないほどのひどい輻輳が日々発生しています。ISP はユーザから日々多くのヘビークレームを受けていることから、NTT 東西殿に対し、NGN 内部に設置される網終端装置の増強を要請しているものの、NTT 東西殿は「網終端装置に収容されるユーザ（セッション）数が NTT 殿の基準を満たしていない」との理由で網終端装置の増設に応じられません。</p> <p>NTT 東西殿はクレームをしてきたエン</p>

<p>供メニュー・増設基準等については、ISP 事業者と十分協議（団体交渉を含む）できるようにすると共に、その基本的部分を接続約款に規定し、公平性や透明性を確保することが必要である。</p>	<p>ドユーザに対しては「ISP の問題」と説明しながら、ISP のネットワーク品質改善に対する要望に応じてくれないことから、ISP はネットワーク品質改善に向けてなんら対応ができず、ユーザのネットワーク環境は一向に改善しない状況です。網終端装置の収容ユーザ数等の仕様は現状のインターネット利用環境と大きく乖離していることは明らかであることから、NTT 東西殿は、IPoE 接続と同様に設備増強ポリシーをトラフィックベースに変更することや、設備増設タイミングを柔軟化（例えば、接続ポート帯域の 50%超で設備増設可等）する等、速やかにポリシーの見直しを行い、NGN のネットワーク品質の改善を図り、利用者利便を向上させて頂くよう要望します。</p> <p>網終端装置等に関する周知事項について、NTT 東西殿から当協会等への説明や連絡等はなく、当然当協会は会員に対し周知することができませんでした。今後、NTT 東西殿は公平性・透明性確保の観点からもこれらの周知事項についてはすべて協会宛に連絡頂くことを要望します。</p> <p>また、本研究会で明らかになった大きな問題は、NTT 西日本殿が特定の網終端装置について、一部の接続事業者のみに卸として提供されていたことです。</p> <p>光コラボレーション（卸）モデルの議論では、NTT 東西殿の意向によって特定の者のみに特定の条件で提供することが可能となる懸念が議論されましたが、今回これらの懸念が本件で現実となっています。実際に NTT 西日本殿による網終端装置の卸提供の事実は、一部の事業者のみに提案されていたため、多くの会員は本</p>
---	--

		<p>研究会で議論されるまでそのプランの存在自体をも知ることができませんでした。</p> <p>また、NTT 東西殿との交渉力の違いから、NTT 東西殿との卸取引のウェイトが高くなればなるほど、接続事業者は接続制度に関して意見を表明することが困難になってきています。実際に、先の意見募集に際しても NTT 殿より会員に対し意見提出や議論の場等での発言に関して確認があったことから、多くの会員は光卸サービスの NTT 東西間の個別契約への影響を懸念し（萎縮効果が働き）、個別の意見提出を見送ったり、当協会内議論に NTT 東西が参加される場合に自社の社員の派遣を見送ったりする事例がでています。</p> <p>これらの状況はこれまで総務省殿や事業者による長年の議論で培ってきた接続制度による競争担保の仕組みが形骸化してきていると言わざるを得ません。今後、卸は同条件で接続を開放することを原則とするなど、総務省殿におかれては接続制度による NTT 東西殿の適正性・透明性・公平性の担保に向けてより一層の対応をしていただきたいと思います。</p> <p>なお、今回の研究会で、NDA による議論の弊害について議論していただき、協会内での会員間の情報共有、議論および団体交渉が可能であると判断頂いたことに対して感謝申し上げます。今後も当協会はインターネットや通信の健全で多様な発展のために政策提言やユーザへの情報提供等を積極的に行ってまいります。</p>
--	--	---

<p>第4章 NGNのネットワーク管理</p>	<p>(3) 考え方</p> <p>NTT 東日本・西日本では、上記方針を接続約款に規定することとしているところ、関係事業者等に意見表明の機会を与え、また、量的規制の根拠の透明性を含めた方針の適切性と実効性を担保する手続が必要である。</p> <p>また、接続事業者が、優先パケットの利用を増やすため、收容ルータやゲートウェイルータの増設を要望する場合は、NTT 東日本・西日本において、ネットワーク管理に支障をきたさない範囲で、適切な費用負担の下、増設についても検討する必要がある。</p>	<p>本報告書案に賛同します。</p> <p>NGNにはそのネットワーク容量が存在することからそのネットワーク資源の有効かつ効率的な利用を目的とした管理が行われることについては理解します。しかしながら、ネットワークの管理において特定の者（NTT 東西殿利用部門含む）を優遇することや、利用の形態によって接続の可否やネットワーク設備の増設等を定めることがあってはならないことから、これら NTT 東西殿の恣意性を排除する仕組みが必要です。</p> <p>これらの担保においては、報告書で述べられている通り、接続事業者が検証可能なように根拠を明らかにした上での管理基準の策定・公開とともに、プロセスの透明化が求められます。今後、公平で実効性のある基準が総務省殿の中で議論されることを要望します。</p> <p>また、これまでも NTT 東西殿は自らのユーザニーズに応じて設備増強を行ってきており、その一部コストは接続料によって回収されています。そのことから接続事業者の新たなニーズについても、これが排除されず、NTT 東西殿利用部門と同様に公平且つ適切な設備増強が行われることが必要です。</p>
<p>第5章 加入光ファイバの接続料の算定方法</p>	<p>1. 加入光ファイバの耐用年数</p> <p>(3) 考え方</p> <p>加入光ファイバについて、その減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。</p> <p>光ファイバはメタル回線と比較して新しい回線であり、耐久性に優れ、今後の利用を促進していく必要がある設備であることから、これらの設備の料金は可能な限り短い間隔で更新されるべきものと考えます。</p>

	計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。	
第8章 コロケーション及びその代替措置	<p>4. コロケーション設備の撤去後の費用負担</p> <p>(2) 主な意見</p> <p>現行の「6か月前ルール」では、6か月経過前に設備撤去が完了しても、6か月分の利用料相当額を負担しなければならず、費用負担上公平ではない。また、このために、接続事業者にとって設備撤去を早く実施しようとするインセンティブが発生しないため、コロケーションスペースの有効活用上も好ましいとは言えない。これに鑑み、設備撤去を早く実施した接続事業者には、その分、負担を軽減する仕組みを検討することが適当である。このため、NTT東日本・西日本においては、6か月分の利用料相当額のコストの詳細を明らかにし、接続事業者の公平負担の観点から、コスト範囲の妥当性を検証し、コスト負担の在り方について検討することが適当である。</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。</p> <p>一般的なコロケーション事業を営んでいる当協会の会員と議論した結果、現在のNTT東西殿による義務コロケーションが、一般的な常識からみて非合理的であると指摘がありましたので以下に示します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 接続事業者の全体の平均期間を全事業者に当てはめ、コスト削減のために努力している事業者も含めて全事業者から固定料金を徴収すること。 (事業者のコスト削減インセンティブが働かない) 2. コロケーションの利用が終了し、機器を撤去した後から次の事業者が利用するまでにかかる期間(空きスペースの提供前期間)を一律的に解約した事業者に負担を求めること。 3. そもそも、6ヶ月という解約通知の最低期間が長いこと。 <p>これらの点も含め、今後総務省において継続的に検証いただきたいと考えます。</p>
	<p>5. 機器故障等に伴う機器交換の手続</p> <p>(3) 考え方</p> <p>ルータのように陳腐化の早い設備は、短時間で機器の開発が行われており、サービス提供に当たり、最新の機器への交換を迅速に行うニーズがあることは理解できる。このようなルータの更改に</p>	<p>本報告書案に賛同いたします。</p> <p>地域ISPや新規参入事業者等は大手通信事業者と比較して予備物品なども多くは保有していないのが現状であり、機器の故障や保守対応の際に異なる機器に交換されるケースが多くあります。これらの機器交換の際にもNTT東西殿が定めたPOI調査等の手続きを行うと、交換までに数ヶ月かかることから、とても保守・運</p>

<p>より、コロケーションのリソースの利用も効率化される場合も想定できる。そのため、総務省からNTT 東日本・西日本に対し、新たに設置する機器のリソース(スペース・電力)が既存の機器よりも小さい場合などにおいて、相互接続点調査の申込みや自前工事の申込みの手続を不要又は簡略化すること等について検討を依頼することとするのが適当である。</p>	<p>用に耐えられず、安定的なサービス提供に支障があります。これらの事象が少しでも減るよう、NTT 東西殿の局舎設備に与える影響がない場合の手続きの迅速化をお願いしたものです。</p> <p>なお、本来の相互接続に定められた期間についても、現状の作業短縮化などの取り組みを検証した上で、手続きの期間の短縮化にむけて、確認および議論を行っていただくことを要望します。</p>
--	--